

口座振替（自動引落し）事務要綱

（目的）

第1条 この要綱は、大阪市工業用水道特定運営事業供給規程及び同施行細目にもとづき、工業用水道料金等の口座振替による収納について、必要な事項を以下の通り定めることを目的とする。

（工業用水道料金の定義）

第2条 この要綱により取り扱う料金は大阪市工業用水道特定運営事業供給規程第26条に規定する工業用水道料金（以下、「料金」という。）とする。

（口座振替の取扱いが可能な金融機関）

第3条 口座振替の取扱いが可能な金融機関（以下、「口座振替取扱可能金融機関」という。）は、別紙1の通りとする。

（口座振替の対象者）

第4条 口座振替の対象者は、口座振替取扱可能金融機関に口座を設けている工業用水道料金の納付者（以下「納付者」という。）であり、かつ口座振替による納付を申し込んだ者とする。

（口座振替の取扱口座）

第5条 口座振替の取扱口座は、普通預金口座又は当座預金口座のうち、納付者が指定する一口座とする。

（振替日）

第6条 振替日は、毎月26日（当該日が銀行法上の営業日でないときは、原則翌営業日）とする。

（次回振替額のお知らせ及び振替済のお知らせ）

第7条 当社お客さまセンターは、振替日の5日前までに、納付者に「次回口座振替額のお知らせ」及び「振替済のお知らせ」を送付する。

（口座振替による納付の申込）

第8条 口座振替による納付を希望するものは、当社が指定する「預金口座振替依頼書（以下「依頼書」という。）」を当社お客さまセンターに提出する。

(1) お客さまセンターは、口座振替にかかる登録手続きが完了するまで、納付を希望す

るものの納付方法を口座振込に指定することができる。

- (2) 最初の「振替済のお知らせ」の送付をもって口座振替にかかる登録手続き完了の通知とする。
- (3) 預金口座振替依頼書の不備や手続きの遅延等により、口座振替による納付ができない場合は、納付者に請求書を送付し、これをもって納付させることとする。その際の支払期日は、別途お客さまセンターが通知することとする。

(口座振替の停止)

第9条 納付者は、口座振替による納付を停止しようとするときは、口座振替停止届（別紙2）をお客さまセンターに提出する。お客さまセンターは、口座振替停止届を受理後、すみやかに手続きを行い、口座振替停止月を納付者に通知する。

(取扱口座の変更)

第10条 納付者は、取扱口座を変更しようとするときは、口座振替停止届及び依頼書をお客さまセンターに提出する。

- (1) 取扱口座の変更にかかる登録手続きが完了するまで、納付者に請求書による振込で料金を納付させることができる。
- (2) 最初の振替済のお知らせの送付をもって口座振替にかかる登録手続き完了の通知とする。
- (3) 口座振替にかかる登録手続きの遅延等により、口座振替による納付ができない場合は、納付者に請求書を送付し、これをもって納付させることとする。その際の支払期日は、別途お客さまセンターが通知することとする。

この要綱に関し必要な事項は、コーポレート部長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

大阪市工業用水道料金

口座振替停止届

みおつくし工業用水コンセッション株式会社 お客様センター 宛

当社が納付する工業用水道料金は口座振替により支払っていましたが、都合により停止したいのでお届けします。なお、口座振替停止日についてはお客様センター指定日にて異議ありません。

※西暦で記入してください。

		申 込 日		年 月 日	
口 座 名義人	住 所	〒			
	(フリガナ) 会 社 名				
		(Tel)			
金融機関名・コード	支店・コード	預金種別	口座番号 (左よせで記入)		
	店	1 普 通 2 当 座			
給水施設	所在地	〒			印
	ご使用者名				
		(Tel)			
お客さま番号		マスタNo.	振 替 日		
			2 6 日		

(みおつくし工業用水コンセッション(株)保管)